# 鹿児島県大島郡十島村の区域に関する法令の適用に関する政令　抄 （昭和二十七年政令第五十八号）

# 附　則

##### １

この政令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

##### ２

この政令施行の際現に鹿児島県大島郡十島村の区域に適用されていた法令の規定による土地、建物又は船舶の登記簿は、不動産登記法等の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百五十号）又は船舶登記規則等の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第二百四十五号）による改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）又は船舶登記規則（明治三十二年勅令第二百七十号）の規定による土地、建物又は船舶の登記簿とみなす。

##### ３

土地台帳及び家屋台帳に関する法令の適用についての経過措置は、土地台帳法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）、土地台帳法施行令（昭和二十五年政令第二百四十六号）及び家屋台帳法施行令（昭和二十五年政令第二百四十七号）の附則に定める経過措置の例による。

##### ６

前各項に定めるものを除く外、従前鹿児島県大島郡十島村の区域に適用されていた法令で、この政令により適用されることとなる法令に相当するものによつてした手続その他の行為は、この政令により適用されることとなる法令中の相当規定によつてした手続その他の行為とみなす。